

新総合計画策定の基本方針について

1 新総合計画の策定について

現在の花巻市総合計画は、平成 18 年 1 月の 1 市 3 町の合併に際して定めた「新市建設計画」を踏まえ、平成 19 年度から平成 27 年度を計画期間として策定し、基本構想に掲げた将来都市像「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなまき」の実現に向け、各種施策の成果向上に取り組んできました。

この間、少子高齢化の急速な進行、人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展、長引く経済の低迷など市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、現計画に掲げた人口や産業構造などの主要指標に現況との乖離が生じました。

更に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、社会経済情勢の様々な分野に大きな影響を与えたほか、危機管理の重要性など新たな視点によるまちづくりの必要性を認識させられることとなりました。

このような中、現計画について、震災後の現状と今後の社会経済情勢の変化を見据えた計画として再構築の必要があると判断されたこと、合併から 5 年以上が経過し、新市建設計画に掲げた事業も順調に進捗している状況にあること、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正が行われ、市町村基本構想の策定義務が廃止されたことに伴い、これまでの形式にとらわれない市独自の発想による計画策定が可能となったことから、現計画の計画期間内ではあるものの、改めて本市の将来都市像、その実現に向けた政策、施策の目指す姿等まちづくりについて、市民と共に考え、共有できる新たな総合計画を策定することとしました。

2 計画策定の基本的な考え方

新総合計画は、次の視点に立って策定にあたります。

(1) 市民参画・協働による計画策定

花巻市まちづくり基本条例（平成 20 年条例第 24 号）に規定するまちづくりの基本原則である市民との「情報共有」、「参画と協働」を計画策定の基本とします。

- ① 子どもから高齢者、また様々な分野の市民が考える花巻市の将来あるべき理想の姿をしっかりと把握したうえで、市民と行政が共有できる将来都市像を設定します。

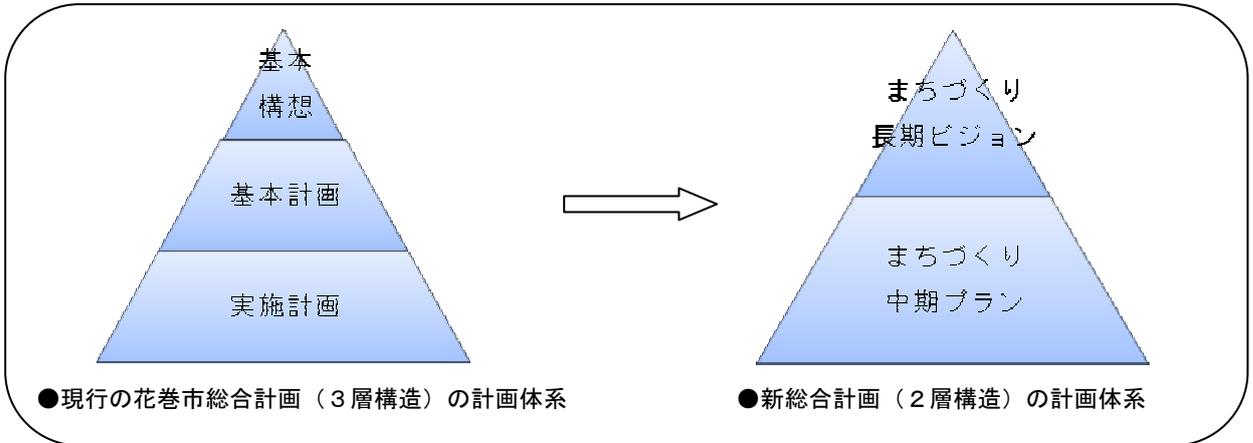
また、計画の策定過程について、広報やホームページを通じ、市民への情報公開に努めます。

- ② 計画に掲げる将来都市像、その実現に向けた政策、施策の目指す姿について、市民が主体的に考え、市に提言を行うための市民会議を設置するほか、計画策定の各段階において様々な市民の参画が図られるよう配慮します。

(2) 計画体系の簡略化でわかりやすい計画

まちづくりにおける基本的な姿勢とその実現に向けて取り組む施策を一体的に示すことで、その繋がりを明確にし、わかりやすい計画とするため、現行の総合計画の 3

層構造（基本構想－基本計画－実施計画）の計画体系を簡略化し、「まちづくり長期ビジョン」－「まちづくり中期プラン」の2層構造に転換します。



3 計画の名称

計画の名称は、「花巻市まちづくり総合計画」とします。

4 計画策定の根拠

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による市町村基本構想の策定義務は廃止されましたが、花巻市まちづくり基本条例第 18 条の規定に基づき、自主的、自発的なまちづくりの計画として策定します。

5 計画の内容と期間

(1) まちづくり長期ビジョン

平成 26 年度（2014 年）から平成 35 年度（2023 年）の 10 年間の計画とし、10 年後の本市の将来都市像とその実現に向けた政策、施策の目指す姿について、政策体系とともに示します。

(2) まちづくり中期プラン

3 か年（最終期間は 4 か年）計画とし、まちづくり長期ビジョンで示した施策について、3 年後（最終期間は 4 年後）の目標値を掲げて示します。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
まちづくり 長期ビジョン	長期ビジョン(10年)									
まちづくり 中期プラン	第1次プラン(3年)									
				第2次プラン(3年)						
							第3次プラン(4年)			

6 計画の策定体制（別紙フロー図参照）

計画の策定にあたっては、総合計画市民会議及び各コミュニティ会議と協働するほか、以下の体制で進めます。

(1) 審議会等

① 花巻市総合計画審議会

花巻市総合計画審議会条例（平成 18 年条例第 275 号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申します。

② 各地域協議会

花巻市地域自治区設置条例（平成 18 年条例第 22 号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申します。

③ 花巻市地域自治推進委員会

花巻市地域自治推進委員会条例（平成 18 年条例第 23 号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申します。

(2) 庁内体制

① 経営会議

花巻市経営会議設置要綱（平成 18 年市長決裁）に基づき、総合計画の策定に向け審議及び調整を行います。

② 総合計画検討部会

政策関係部・課長により構成し、政策部会、施策部会を設置し、分野別の検討を行います。

③ 新総合計画策定室

総合計画策定に関するプロジェクトチームとして、計画策定作業に当たります。

(3) 市民参画

① 総合計画市民会議

計画の策定段階から市民が参画し、まちづくりについて主体的に検討していくため、市民会議を設置します。

市民会議は、10 年後の本市の将来都市像とその実現に向けた政策、施策の目指す姿等について検討し、市長に提言します。

② その他

市民の意見を計画に反映させるため、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施するほか、市政懇談会やまちづくり円卓会議、特定課題懇談会等を通して、市民の意向を把握します。

また、市の将来を担う子ども達の参画にも配慮します。

(4) 地区ビジョン

コミュニティ会議が作成する地区の将来像を示した地区ビジョンを総合計画に反映します。

(5) 協力体制

計画策定を効率的・効果的に進めるため、相互友好協力協定を締結している富士大学と総合計画市民会議の企画・運営、計画の基礎となる社会経済情勢等の調査・分析を協働で行います。

7 計画の決定

(1) まちづくり長期ビジョン

花巻市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき市議会の議決を経て決定します。

(2) まちづくり中期プラン

花巻市総合計画審議会への報告、市議会への説明を経て、庁議で決定します。

8 計画策定スケジュール

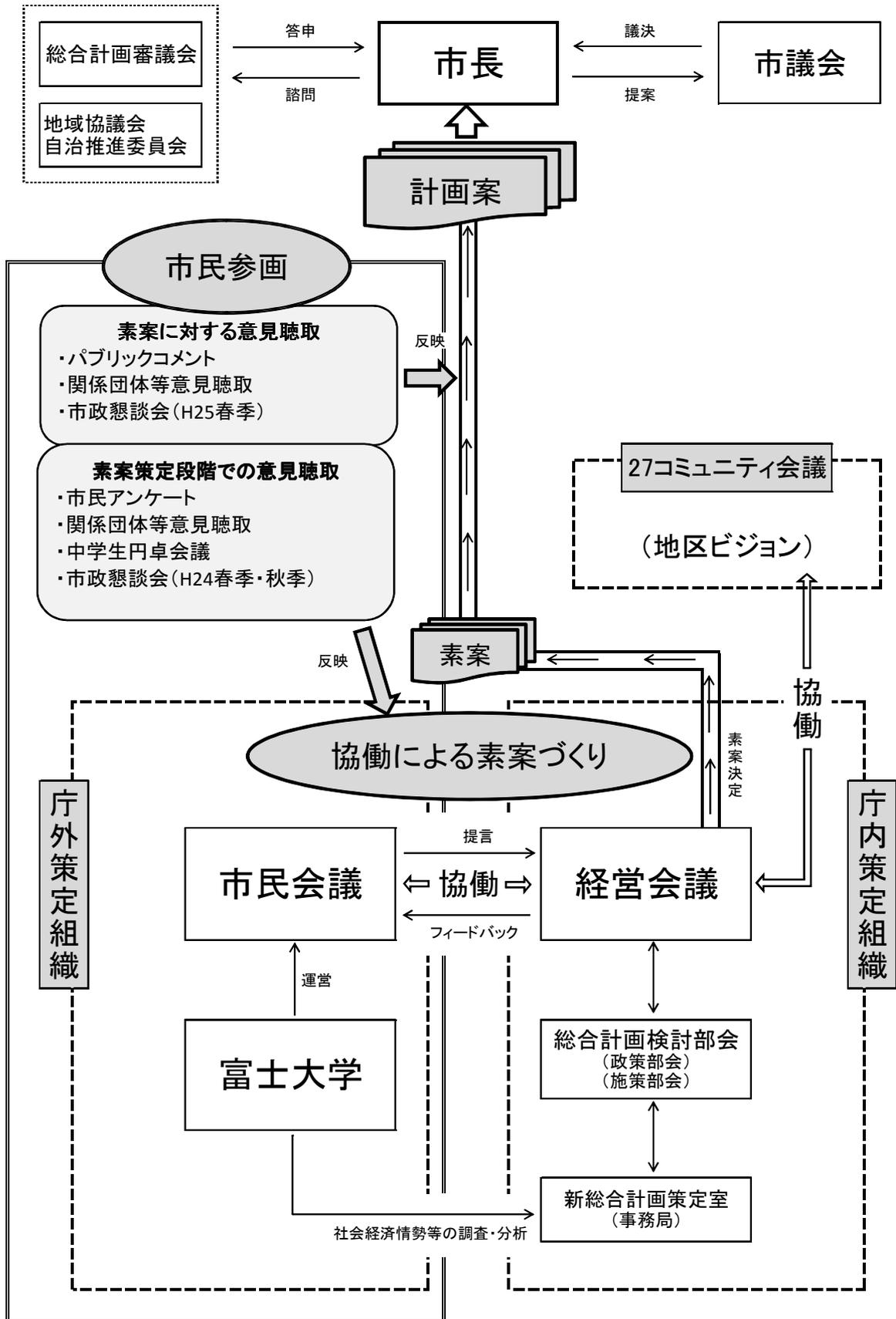
(1) 計画策定期間

まちづくり長期ビジョンについては、平成 25 年内に、まちづくり中期プランについては、平成 25 年度内に策定を行います。

(2) 計画スケジュール

別添のとおり

新総合計画策定フロー



新総合計画策定スケジュール

	H23		H24										H25										H26						
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
◆計画の策定																													
まちづくり長期ビジョン																													
まちづくり中期プラン																													
◆市民参画																													
総合計画市民会議		委員募集																											
地区ビジョン																													
関係団体意見聴取 (まちづくり円卓会議、特定課題懇談会等)																													
市政懇談会																													
子どもの参画																													
市民アンケート																													
パブリックコメント																													
◆総合計画審議会		説明																											
◆地域協議会・自治推進委員会																													
◆議会																													

H26.4新計画スタート